

1.入居対象者

介護保険法に定める要介護区分の要介護3から要介護5と認定された方で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方などです。

2.入所の決定

必要な書類を添え、申し込みをしていただいた後、入所検討委員会でご本人の身体状況、おかれている生活状況などを総合的に判断して決定いたします。

3.入所にかかわる費用等(1日あたり)

	基本料金	個別機能 訓練加算	栄養マネジ メント加算	日常生活継 続支援加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜間職員 加算	合 計
要介護3	762円	12円	14円	46円	4円	8円	18円	864円
要介護4	828円	12円	14円	46円	4円	8円	18円	930円
要介護5	894円	12円	14円	46円	4円	8円	18円	996円

<その他加算について(該当者のみの加算)>

- * 初期加算・・・30円(入所後30日間加算されます)
- * 入院・外泊時加算・・・246円(6日目まで基本料金に代わり 1日246円)
- * 若年性認知症入所者受入加算・・・120円(若年性認知症の方に適した介護サービスを行います。)
- * 経口移行加算・・・28円(医師の指示に基づき、経管栄養から経口による食事摂取をすすめます。)
- * 経口維持加算(Ⅰ)・・・400円/月(著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる経口摂取の方に
対し、医師の指示に基づく食事摂取をすすめます。)
- * 経口維持加算(Ⅱ)・・・100円/月(摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる経口摂取の方に
対し、医師の指示に基づく食事摂取をすすめます。)
- * 口腔衛生管理体制加算・・・30円/月(口腔ケア・マネジメント計画に基づき、歯科医師・歯科
衛生士の助言指導のもとに適切な口腔ケアを行います。)
- * 口腔衛生管理加算・・・110円/月(歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、1ヶ月に4回以上適切な
口腔ケアを行います。)
- * 療養食加算・・・18円(医師の食事箋に基づいて療養食を提供します。)
- * 看取り介護加算・・・144円(死亡日以前4日以上30日以下の場合)
680円(死亡日以前2日・3日の場合)
1280円(死亡日の場合)
- * サービス提供体制強化加算・・・18円(日常生活支援加算不適用の場合に加算されます。)
- * 在宅復帰支援にかかる各種加算

<利用者全員の加算について>

- * 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・上記の要介護度別に算定した基本料金及び加算料金の合計
(自己負担額)の1000分の83に相当する額

<預かり金管理料>

1日あたり 100円

- * その他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、入居者
本人が負担することが適当と認められるものは実費負担となります。

<居住費(光熱費及び室料)及び食費(食材料費及び調理費)>

区分	食費	居住費
利用者負担第1段階	300円	820円
利用者負担第2段階	390円	820円
利用者負担第3段階	650円	1,310円
利用者負担第4段階	1,380円	2,540円

<所得に応じた利用料金の減額について>

利用負担段階	適用要件	食事負担	居住費
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年 金受給者・生活保護受給者	300円	820円
第2段階	市町村民税世帯非課税、課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下	390円	820円
第3段階	市町村民税世帯非課税、2段階以外で課税 年金等収入が80~245万円の方	650円	1,310円
第4段階	上記以外の方	1,380円	2,540円

◎介護保険特定負担限度額認定証に基づき利用料金を減額いたします。

※外泊・入院期間は、7日目以降、全ての方に第4段階の居住費が発生します。

【各種サービス利用にともなう料金】

- ☆ 理容サービス・・・実費
- ☆ 居室での電化製品の持ち込み利用について ※冷蔵庫、電気毛布などには電気料金がかかります。
- ☆ 衣服などの洗濯料金について
 - ※施設内で洗濯ができる衣類やタオルケット等の料金はいただきません。特別な洗濯が必要な衣類については、別途クリーニング店に依頼することになりますので、処理内容に応じた料金がかかります。
 - ※施設内での洗濯については、たくさんの方がご利用しておりますので、お預かりする衣類には、必ずお名前を記入されるようお願いいたします。
- ☆ テレビは、共同生活室でも視聴いただけますが、ご希望により居室用のテレビを有料で貸出します（1日50円）。
 - ※台数、利用期間に限りがありますので、ご希望の場合は事前にご相談ください。

おでんせ本宮（ショートステイ）

1. サービス利用申し込み

すでに居宅介護サービスを利用している場合は、担当の介護支援専門員を通してお申し込みください。
はじめて介護サービスを利用される場合は、直接電話でお申し込みいただいても結構です。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

2. 利用に関する費用等(1日あたり)

	基本料金	機能訓練 体制加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算 (Ⅰ・Ⅱ)	夜間職員加算	合計
要介護1	677円	12円	18円	12円	18円	737円
要介護2	743円	12円	18円	12円	18円	803円
要介護3	814円	12円	18円	12円	18円	874円
要介護4	880円	12円	18円	12円	18円	940円
要介護5	946円	12円	18円	12円	18円	1006円

区分	居住費	食費
利用者負担第1段階	820円	300円
利用者負担第2段階	820円	390円
利用者負担第3段階	1,310円	650円
利用者負担第4段階	2,540円	1,380円

<その他の加算について（該当者のみの加算）>

- * 送迎加算・・・184円/片道
- * 療養食加算・・・23円（医師の発行する食事箋に基づいて、療養食を提供します）
- * 認知症者等緊急入所加算（7日限度）・・・200円（医師が緊急に施設での入所介護が必要と判断した場合）
- * 若年性認知症入所者受入加算・・・120円（若年性認知症の方に適した介護サービスを行います）

<利用者全員の加算について>

- * 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・上記の要介護度別に算定した基本料金及び加算料金の合計（自己負担額）の1000分の83に相当する額

※1 食費は、1日1,380円（朝食460円・昼食460円・夕食460円）ですが、利用者負担第1段階から第3段階までの利用者には、負担段階に応じて介護保険での補足給付があり、この表の「食費」（自費負担）は補足給付を差し引いた料金です。なお、入所・退所の日の食費については、食数によって負担していただくこととなりますが、食数と補足給付の算定については係員が具体的に説明します。

※2 特別食（お酒を含む）、行事参加費、理容代、その他日常生活で利用者が負担することが適当と認められる費用は、実費となります。

◎ 介護保険特定限度額認定証に基づき利用料金を減額いたしますので、窓口にて必ず認定証の提示をお願いいたします。